

4 高齢者が暮らしやすいまちをつくる

(1) 地域で高齢者を支える

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法および介護保険法に基づき策定する計画である。平成20年度に第3期計画（18～20年度）の見直しを行い、第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（21～23年度）を策定した。

第4期計画は、団塊の世代がすべて65歳以上となる平成27年の練馬区において目指すべき高齢社会を念頭に長期的な視野に立ち、平成27年に至る中間の3年間に取り組むべき施策を明らかにしている。

計画素案の段階で区民意見の募集を行い、計画への反映に努めるとともに、区民や学識経験者等から構成される高齢者保健福祉懇談会および介護保険運営協議会における検討結果を踏まえ、計画を策定した。

計画期間は、21～23年度までの3年間で、計画の最終年度に当たる23年度に見直しを行う。

1 基本理念

高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画に共通する3つの基本理念を設けた。

- ① 高齢者の尊厳を大切にす
- ② 高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ③ 高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

2 基本目標

「新長期計画（平成18年度～22年度）」の高齢者保健福祉部門の部門別目標との整合性を図るため、基本理念を具体化するための、基本目標を設けた。

「高齢者が暮らしやすいまちをつくる」

3 基本施策

基本理念、基本目標の実現のため、6つの基本施策を定めた。

- ① 多様な社会参加の促進
- ② 健康の保持増進
- ③ 特定高齢者等への支援
- ④ 要支援・要介護高齢者への支援
- ⑤ 住まいの支援と医療・保健・福祉の基盤整備
- ⑥ 地域で支える仕組みづくり

4 重点課題

第4期計画期間中に、重点的に取り組む必要がある課題について、解決に向けた積極的な施策の展開を図るため、9つの重点課題として定めた。

- ① 地域貢献につながる社会参加の促進
- ② 「活動的な85歳」を目指した健康づくりの促進
- ③ 主体的に取り組む介護予防の推進

- ④ 高齢者相談センター（地域包括支援センター）を中心とする相談支援体制の充実
- ⑤ 認知症になっても安心して暮らせる地域づくり
- ⑥ 介護人材の確保
- ⑦ 適切な介護保険制度の運営
- ⑧ 高齢期の住まいづくり、住まい方の支援
- ⑨ 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進

5 施策、個別事業

6つの基本施策を柱として、25の施策と150の個別事業を明らかにしている。

6 介護保険事業計画

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度の役割がますます重要となっていく中、サービスを利用する高齢者にとって、信頼できる持続可能な保険制度とするため、3年間の介護サービスの総給付費の見込みに基づく、第4期計画期間中の第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料等を定めている。

●高齢者相談センター（地域包括支援センター）の設置

介護保険法に基づく包括的支援事業および指定介護予防支援事業を実施するため、4か所の総合福祉事務所に地域包括支援センターを設置している。包括的支援事業としては、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメント支援という4つの機能を担う。地域包括支援センターでは、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員などが、高齢者の保健医療・社会福祉などに関する総合的な相談や支援、高齢者虐待への対応や成年後見制度の活用支援、地域における連携・協働の体制づくりや地域の介護支援専門員への指導・助言などを行っている。

また、区内の在宅介護支援センターに、地域包括支援センター支所を併設し、より地域に密着した支援体制を構築している。平成21年度には支所を3か所増設し、現在22か所の支所が本所と一体となって地域支援に当たっている。

なお、区民にとって、より分かりやすく親しみやすいものとするため、21年度から「高齢者相談センター」という呼称を使用することとした。

●高齢者の総合相談

総合福祉事務所の高齢者相談センター（地域包括支援センター）では、高齢者やその家族から、生活全般にわたる相談を受けるとともに、保健、医療、および福祉のサービスを一体的に受けられるよう助言や案内を含む総合相談を行っている。

高齢者サービスに関わる相談件数

平成21年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
	件	件	件	件
施設入所	1,331	38	897	837
在宅福祉サービス	3,224	2,258	666	1,550
経済的事項	330	571	687	624
家庭的事項	497	542	770	898
医療・保健	698	778	1,220	917
住宅	917	559	163	591
介護保険	3,497	5,084	4,413	4,350
権利擁護	37	11	37	43
その他	830	478	8,667	1,119
小計	11,361	10,319	17,520	10,929
合計	50,129件			

●高齢者地域支え合いネットワークの構築

民生委員の協力によりひとりぐらし高齢者等実態調査を実施し、その中で、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所が自宅を訪問し、実態把握を行い介護予防サービスに結びつけている。

また、民生委員等との協力による高齢者見守りネットワークを着実に広げ、地域支え合いネットワークを構築していくことが課題である。

●認知症対策事業

区では平成17年度から認知症予防事業を開始し、啓発活動や地域活動の育成支援、人材育成などを実施し、20年度は予防事業に加え、認知症の人や家族が安心して暮らす地域づくりを推進するため、啓発活動や人材育成など対策事業を開始した。さらに21年度からは、認知症高齢者等の支援体制を構築するため、認知症高齢者支援ネットワーク協議会など支援事業を開始した。

認知症対策事業

区分	平成20年度		平成21年度	
	回数・延べ人数など		回数・延べ人数など	
啓発	講演会・報告会	2回 238人	5回 806人	
	高齢者団体などへのミニ講座	30回 1,014人	36回 888人	
	パンフレット作成配布	10,000部	10,000部	
地域活動育成支援	認知症予防プログラム	344回 1,952人	238回 1,732人	
	予防プログラム説明会	4地区、7回	4地区、4回	
	予防プログラム	全19回×3グループ×4地区	全18回×4グループ×2地区	
		全7回×2グループ×1地区	全7回×6グループ×1地区	
	ファシリテーター支援	94回	26回	
	プログラム修了者支援	1回	1回	
人の裏	推進員養成講座(5日制)	1回 547人		
	推進員フォローアップ講座	14回 365人	13回 441人	
啓発	講演会	1回 700人	8回 308人	
	認知症相談		24回 68件	
	リーフレットの作成配布	50,000部	50,000部	
人材の育成	サポーター養成講座	68回 2,208人	71回 1,961人	
	キャラバンメイト養成研修	1回 50人	1回 38人	
	キャラバンメイト連絡会	1回 37人	2回 91人	
	支援ワークショップ	11回 193人		
	支援ネットワーク協議会		4回 44人	
地域支援	ネットワーク事業報告会		1回 300人	
	介護家族の勉強会とついで		12回 90人	
	介護家族パートナー養成講座		5回 102人	
	介護家族の会支援		13回 141人	

●高齢者集合住宅

住宅に困っているひとりぐらしの高齢者、または高齢者のみの世帯を対象に、住宅を提供している。

高齢者集合住宅では、緊急通報システムや生活協力員による安否確認を行っている。

高齢者集合住宅

	住宅名	戸数	入居
区立	羽沢	50	平成3年 9月
	土支田	47	5年 3月
	豊玉	19	5年10月
	高松	24	6年 3月
都営住宅	大泉学園町	20	8年 6月
	東大泉	27	8年 6月
	練馬	23	8年 9月
	谷原	20	10年 2月
	中村北	24	11年11月
	関町南	26	13年11月
	豊玉中	26	13年12月
	関町北	26	14年 8月
	石神井町	26	14年 8月
	平和台	26	16年 7月
UR住宅	光が丘	18	2年 8月
	石神井	21	8年12月
	にしき平和台	18	9年12月

●事業者状況

介護サービス事業者には、東京都が指定をした居宅介護支援事業者、居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と練馬区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者がある。

地域密着型サービスは平成18年4月に創設され、原則として練馬区民のみが利用できるサービスである。

また、介護予防支援事業者は、介護保険法の規定により高齢者相談センター（地域包括支援センター）が指定を受けることになっている。

区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況

平成22年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
居宅介護支援	162 (一)
介護予防支援	— (4)
訪問介護 (注※)	159 (157)
訪問入浴介護	8 (8)
訪問看護	32 (32)
訪問リハビリテーション	6 (6)
通所介護	115 (102)
通所リハビリテーション	11 (10)
短期入所生活介護 (注※)	22 (21)
短期入所療養介護	10 (10)
特定施設入居者生活介護	32 (31)
福祉用具貸与	22 (23)
特定福祉用具販売	24 (24)
合 計	603 (428)

注：（ ）内は介護予防サービス事業者の数

※区が一定水準のサービス提供を行えると認めた基準該当サービス事業者を含む。

区内の地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者の状況

平成22年4月1日現在

サービスの種類	事業者数
認知症対応型通所介護	17 (16)
認知症対応型共同生活介護	20 (20)
小規模多機能型居宅介護	6 (6)
夜間対応型訪問介護	1 (一)
合 計	44 (42)

注：（ ）内は地域密着型介護予防サービス事業者の数

区内の介護保険施設の状況

平成22年4月1日現在

施設の種類	事業者数
介護老人福祉施設（定員1,362人）	20
介護老人保健施設（定員743人）	7
介護療養型医療施設（定員319人）	5
合 計	32

●後期高齢者医療制度

平成20年4月1日に老人保健制度から移行した。

1 制度の運営

東京都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。

【広域連合と区の役割分担】

- ・広域連合の事務
資格管理、医療給付、保険料賦課等
- ・区の事務
保険料徴収、被保険者の便益の増進に寄与する事務（主に申請等窓口事務）

2 被保険者

広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者および65歳から74歳までの一定の障害があり、広域連合から認定を受けた者。（生活保護受給者を除く）

3 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払いは、外来・入院ともかかった費用の1割（現役並み所得の方は3割）の定率負担。

後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額

所得区分	現役並み所得者	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	
窓口での一部負担金の割合	3 割	1 割	1 割		
1か月の自己負担限度額	外来の限度額（個人ごと）	44,400円	12,000円	8,000円	
	入院および世帯の限度額	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算(44,400円)*	44,400円	24,600円	15,000円

*（ ）内は、過去1年間に世帯の限度額の適用により4回以上払戻しを受けた場合、4回目から適用する金額

【所得区分について】

- (1) 現役並み所得者・・・住民税課税所得145万円以上の方とその世帯に属する被保険者。
ただし、年間収入が一定基準未満の場合、申請により窓口での自己負担割合を1割に変更する制度あり。
- (2) 一般・・・現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外の方
- (3) 低所得Ⅱ・・・世帯全員が住民税非課税の方
- (4) 低所得Ⅰ・・・①世帯全員が住民税非課税で、各人の所得が一定基準以下の方
②世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方

4 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。自己負担限度額は所得区分によって異なる。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できず診療を受けた場合や、医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦全額本人が支払い、後日申請することにより、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

20年4月から、年間の後期高齢者医療費の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

高額医療・高額介護合算療養費の負担区分と自己負担限度額

負担区分		後期高齢者医療+介護保険 世帯単位の自己負担限度額(年額)
現役並み所得者		67万円(89万円)※
一 般		56万円(75万円)
低所得者	Ⅱ	31万円(41万円)
	Ⅰ	19万円(25万円)

※平成20年4月から21年7月までは、通常より計算期間が4か月長いいため、通常よりも高い限度額である()内の額を適用する。ただし、20年8月以降に自己負担が集中している場合等については、通常の限度額を適用する。

5 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療制度の被保険者に対し、後期高齢者健康診査を行う。区は広域連合から委託を受け実施する。

平成21年度

対象者数	受診者数	実施率
57,727人	31,144人	54.0%

注：受診者数は平成22年5月31日現在において確認しているものの数

6 保険料

被保険者一人ひとりが納める。保険料(年額)は、均等割額(一人37,800円)と所得割額(旧ただし書き所得金額×所得割率7.18%)を足した金額。なお、保険料の均等割額・所得割率は、2年ごとに見直しを行う。

※旧ただし書き所得とは、前年中の総所得金額および山林所得金額ならびに長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない。)

7 保険料の軽減

(1) 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額を基に、均等割額を軽減する。

(2) 所得割額の軽減

旧ただし書き所得58万円までの者は、所得割額を50%軽減する。東京都広域連合独自の措置として、更なる軽減を行っている。

8 保険料の特例

制度加入前に被用者保険の被扶養者だった者は、所得割額が免除となり、均等割額が9割軽減される。

9 保険料の納付方法

原則として年金からの天引き(特別徴収)となる。

ただし、年金額が年額18万円未満の者や、介護保険料と合算して年金受給額の2分の1を超える者は納付書や口座振替で納める(普通徴収)。また、年金からの天引き対象となった場合は、申請により口座振替を選択することができる。

10 葬祭費

被保険者が亡くなり、葬儀等を行ったとき、その費用を負担した方からの申請により、7万円を支給する。

22年度から広域連合の給付事業となり、区は申請受付・給付事務について広域連合から委託を受け実施する。広域連合の支給額は5万円であり、従来の支給額との差額(2万円)は、区が上乗せして支給する。

平成21年度 葬祭費支給実績

葬祭費支給件数	2,861件
支給額	200,270千円

(2) 高齢者の多様な社会参加を支援する

●高齢者施設

1 高齢者センター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的として、平成元年7月に光が丘高齢者センターを、7年10月に関高齢者センターを、16年10月に豊玉高齢者センターを開設した。

センターでは、各種の教室・講座、レクリエーション事業を行っている。

また、センターには、機能回復訓練室、和室、娯楽室、講習室、図書コーナー、浴室などがあり、高齢者の憩いと自主的活動の場として利用されている。

21年度の利用状況は、個人利用延べ152,552人、団体利用は延べ4,237団体、57,157人であった。

光が丘高齢者センター事業実施状況 平成21年度

事業名	実施状況		
講座	9講座	延べ	1,015人受講
教室	15教室	延べ	1,918人受講
映画	12回	延べ	2,134人入場
作品展	2日	延べ	422人入場
各種大会	10回	延べ	871人参加
介護予防事業	3講座	延べ	6,782人受講
敬老祭・演芸大会	1日	延べ	1,050人参加
落語会・演奏会等	6件	延べ	897人参加

関高齢者センター事業実施状況 平成21年度

事業名	実施状況		
講座	5講座	延べ	618人受講
教室	10教室	延べ	7,219人受講
映画	12回	延べ	613人入場
敬老の日事業	1回	延べ	500人参加
落語会・演奏会等	5回	延べ	931人参加

豊玉高齢者センター事業実施状況

平成21年度

事業名	実施状況
講座	32講座 延べ 4,452人受講
教室	27教室 延べ 14,051人受講
映画会	11回 延べ 346人入場
演奏会	5回 延べ 375人入場
個人開放事業	6回 延べ 13,493人参加
敬老の日事業等	3回 延べ 1,265人参加

2 敬老館等

地域の高齢者施設として、敬老館、また敬老館事業を行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、浴室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

高齢者施設の個人利用状況

施設名	年度			
	平成18	19	20	21
(高齢者センター)	延べ人	延べ人	延べ人	延べ人
光が丘	64,191	67,467	70,301	74,931
関	37,204	39,311	33,823	42,257
豊玉	42,243	37,207	40,062	35,364
(敬老館)				
栄町	12,609	12,350	12,338	12,769
中村	21,357	20,417	19,621	19,922
春日町	15,701	14,454	14,344	15,298
南田中	19,489	18,990	17,933	19,355
高野台	22,278	23,465	27,814	29,627
三原台	33,453	29,414	28,038	29,118
石神井	22,133	23,120	15,703※2	17,810
石神井台	14,368	17,455	17,366	—※4
東大泉	19,973	—※1	24,405	27,634
西大泉	13,584	—※1	17,461	16,400
大泉北	19,652	19,202	14,334※3	16,781
(敬老室)				
厚生文化会館	14,115	13,058	7,316※5	10,655
地区区民館	113,491	110,078	107,512	109,198
合計	485,841	445,988	468,371	477,119

※1 東大泉敬老館および西大泉敬老館は、大規模改修のため一年間休館した。

※2 石神井敬老館は、空調設備工事のため、7月25日～10月31日は休館した。

※3 大泉北敬老館は、アスベスト除去工事のため、10月15日～12月9日は休館した。

※4 石神井台敬老館は、大規模改修のため、一年間休館した。

※5 厚生文化会館は、大規模改修のため、9～10月は縮小運営、11～3月は一部事業を除き休館した。

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね60歳以上の方で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会は、ボランティア活動、健康増進事業等の各種活動を行って

る。区ではその活動を支援するため、助成金を交付している。

平成21年度のクラブ数は、140団体、会員数12,131人、助成額は老人クラブが3,974万円、老人クラブ連合会が747万円であった。

2 老人クラブ農園

区では、農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。22年3月31日現在の農園数は24か所21,917㎡で、21年度は、36の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。22年3月31日現在、6か所9面を提供している。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね60歳以上の方を対象に、芸能大会、作品展示会を2日間開催している。(21年度は、9月16・17日に練馬文化センターで開催し、芸能参加数105組、出演者1,543人、作品出品数103点であった。)

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、年4事業、対象経費の1/2以内で4万円を限度に事業費の一部を助成している。平成21年度の助成額は、19サークル計738,850円であった。

●敬老祝品

最高年齢者、百歳以上、白寿(99歳)、米寿(88歳)の方にそれぞれ記念品を贈呈している。

平成21年度は、記念品を最高年齢者(110歳)1人、百歳以上200人、白寿120人、米寿1,704人に贈呈した。

●シルバー人材センター

社団法人練馬区シルバー人材センターは、働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和52年7月21日に高齢者の自主的な団体として設立された。

おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方ならだれでも会員になれる。

平成22年3月31日現在の会員数は、3,907人、21年度の受注実績は14億4,121万円であり、延べ336,341人が就業した。

区では、センターに対し21年度は国の補助金(1,250万円)の他に約9,077万円(下記の高齢者就業・社会参加支援事業を含む)の補助金を交付し、運営を助成している。

センターでは、多くの区民に仕事の提供を呼びかけている。

●高齢者就業・社会参加支援事業(アクティブシニア支援事業)

高齢者の就業機会の創出と多様な社会参加への支援

を図るため、平成14年8月に社団法人練馬区シルバー人材センターが、アクティブシニア支援室を設け、60歳以上の高齢者を対象に、臨時的・短期的な雇用（週20時間未満）の無料職業紹介などを行っている。21年度のアクティブシニア支援室を通じた就職者は207人であった。

また、高齢者の就職を促進するための講座と面接会を21年度は計8回行い、参加者は延べ256人であった。

●高齢者いきいき健康事業

65歳以上の高齢者が、ますます健康でいきいきと社会参加できるよう支援するため、指定保養施設・理美容店・庭の湯・映画館等、8つの事業から希望の1事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。

平成21年度は、67,818人の申し込みがあった。

(3) 特定高齢者の自立を支援する

●地域支援事業

地域支援事業は、介護保険法に基づく事業で、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

1 介護予防事業

要介護状態等となることを予防する事業

- ・特定高齢者把握事業
（生活機能評価健診）
- ・通所型介護予防事業
（高齢者筋力向上トレーニング、転倒予防のための体づくり教室、若さを保つ栄養教室、しっかりかんで元気応援教室、元気なお口通信講座）
- ・訪問型介護予防事業
（はつらつ訪問）
- ・介護予防特定高齢者施策評価事業
（介護予防事業評価委員会）
- ・介護予防普及啓発事業
（小冊子等の作成、講演会実施、よりあいひろば、介護予防キャンペーン、認知症予防啓発）
- ・地域介護予防活動支援事業
（介護予防推進員支援、認知症予防プログラム、認知症予防推進員の育成）

2 包括的支援事業

介護予防サービスの計画（ケアプラン）の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護などを行う高齢者相談センター（地域包括支援センター）の事業

3 任意事業

- ・介護給付等費用適正化事業
（ケアプラン標準化、介護給付費明細書通知）
- ・家族介護支援事業

（家族介護者教室、認知症高齢者徘徊探索サービス、認知症理解普及促進等事業、認知症高齢者支援ネットワーク、家族介護慰労金、認知症介護者支援、紙おむつ等の支給）

・その他事業

（住宅改修理由書作成業務助成、食事サービス、高齢者緊急保護）

●いきがいデイサービス

健康体操、趣味活動、会食など総合的な介護予防事業を週1回実施した。利用料は1回600円で、平成21年度には実人員で498人、延べ人数では15,125人の利用があった。

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、健康増進と福祉の向上を目的として、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けられることができる利用券を希望者に交付している。

平成21年度は、延べ18,015回利用された。

●ひとりぐらし高齢者に

1 入浴証の交付

65歳以上のひとりぐらしの方に、区が契約した公衆浴場を1回100円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。平成21年度入浴証の交付決定者数は3,414人で、利用は114,390回であった。

2 高齢者見守り訪問事業

65歳以上のひとりぐらしの高齢者を対象に区に登録を行った見守り訪問員（ボランティア）が週1回程度、高齢者宅を訪問し、声かけなどにより安否を確認する。事業の進行管理を各在宅介護支援センターが行う。21年度は、利用者数460人、見守り訪問員数194人であった。

3 居宅火災予防設備の設置

65歳以上で認知症の診断を受けた要介護1および要介護2の方、要介護3以上の方、心身機能の低下のあるひとりぐらしの方などに、生活環境や健康状態などを考慮して設置している。22年3月31日現在の火災警報器の貸与台数は272台、自動消火器の給付台数は258台である。

4 ひとりぐらし高齢者等住宅用火災警報器普及促進事業

65歳以上のひとりぐらしの方・75歳以上のみで構成される世帯の方に住宅用火災警報器（煙式）を1台に限り無料で給付設置する。東京都の火災予防条例により、22年4月から既存住宅への住宅用火災警報器の設置が義務化されることに伴う3年間限定事業で、22年3月末で終了した。21年度の設置数は2,694台、19～21年度の総設置数は8,830台であった。

5 高齢者福祉電話

週1回電話をすることにより、65歳以上のひとりぐら

しの高齢者または高齢者のみの世帯で安否確認が必要な方に対し、安否の確認と孤独感の緩和に努めている。

21年度の利用者数は220人であった。

6 高齢者食事サービス

(1) 高齢者食事サービス

65歳以上のひとりぐらし、または、高齢者のみ世帯（日中ひとりぐらし等も含む）等の方で、定期的な食事の確保が困難な方に対し配食または会食を提供する。21年度末の実利用者数は、会食78人、配食1,320人であった。

①デイサービスセンターでの会食

②事業者が調理し食事を配達

必要度に応じて週1回から3回の範囲で提供

利用料：① 600円/1食

② 420～670円/1食

21年度提供食数

総数	143,517食
会食	6,577食
配食	136,940食

(2) 食のほっとサロン

65歳以上の閉じこもりがちな高齢者等に対し、週1回～月1回会食および口腔ケア等「食」に関する総合的なサービスを提供する。

21年度は、区内10か所で実施し、延べ3,727人の利用があった。

7 緊急通報システム

65歳以上のひとりぐらしおよび高齢者のみの世帯等で、生活を営む上で常時注意を要する慢性疾患のある方を対象に、緊急通報システム機器の貸与を行っている。

これは急病等のときに、ペンダント型無線発信機を押すだけで、民間受信センターにつながり、速やかな相談援助が受けられるものである。22年3月31日現在の設置台数は340台である。

8 家具転倒防止器具取付費助成

65歳以上の方、身体障害者1・2級の方または愛の手帳所持者のみで構成される世帯（ひとりぐらし世帯を含む）で器具の取付が困難な方に、家具を器具で固定したり、ガラス飛散防止フィルムを貼りつける取付費を助成している。21年度の取付件数は、63件であった。

●高齢者生活支援ホームヘルプサービス事業

介護保険の非該当者のうち自立生活に支援が必要なひとりぐらし高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事中心に援助を行い、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

平成21年度の派遣世帯数は97世帯、派遣回数は1,754回であった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要

な方に対し、用具の給付や住宅の改修を行う高齢者自立支援用具給付事業、高齢者自立支援住宅改修給付事業を実施し、高齢者の生活支援、介護予防を図っている。

なお、この両事業では、一部、介護保険の要支援・要介護認定者も対象に、介護保険対象外のサービスを実施している。平成21年度の給付件数は、自立支援用具2,026件、住宅改修（予防給付）436件、住宅改修（設備改修）132件であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、ケガや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする方に6か月を限度に用具の貸与を行っている。

なお、介護保険で要介護（支援）認定を受けた方などを除く。平成21年度の延利用件数は、介護用ベッド420件、車イス584件であった。

●高齢者緊急保護

介護保険の非該当者のうち、生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の方に対し、区内の福祉施設において10日以内で緊急の宿泊に応じる。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。平成21年度の保護者数は31人、滞在延べ日数は267日であった。

(4) 要介護高齢者の自立を支援する

●介護保険制度

介護保険制度は、高齢化が急速に進んでいるわが国において、介護を要する状態となっても、できる限り自立した日常生活が営めるよう、必要な介護サービスを総合的・一体的に提供し、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的に、誰もが直面する介護の問題を社会全体で支える社会保険制度として、平成12年4月に開始された。

今後、高齢化がさらに進み、介護を必要とする高齢者の一層の増加が見込まれる中で、高齢者ができる限り地域で暮らせるよう、また、介護保険制度を将来にわたり安定的に運営していけるよう、18年度に介護予防サービスの導入などの改正が行われた。

21年度は、第四期介護保険事業計画期に入り、高い離職率や人材確保の困難性など介護従事者をとりまく厳しい状況を改善するため、介護報酬の増額改定が行われた。また、認定調査員の調査におけるバラツキの解消、介護技術の進歩を取り入れ、最新の介護の手間をより正確に反映させること、特記事項の充実等により、より適切な要介護認定審査を行うことを目的として、要介護認定の調査方法の見直しが行われた。要介護認定調査法の見直しについては4月から実施されたが、見直しの結果を踏まえ10月に再び改正が行われた。

さらに、練馬区の独自事業として、福祉人材の維持・確保のため、介護支援専門員更新研修費助成事業

や、福祉人材雇用促進事業を実施した。

●要支援・要介護認定

被保険者が介護保険のサービスを利用するには、申請をして、要支援・要介護認定を受ける必要がある。認定は、被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の学識経験者の中から4人で構成され、平成21年度は委員183人（22年3月31日現在）、40合議体で運営した。

要介護認定申請等の状況

年 度	要介護認定申請	審査回数	審査判定
	件	回	件
平成17	23,209	690	21,607
18	26,158	709	25,136
19	19,565	663	19,140
20	25,177	730	23,426
21	22,360	673	21,407

要介護認定者数の状況

各年3月31日現在

認定の区分	年次	平成20	21	22
		人(%)	人(%)	人(%)
要支援1	961(4.6)	1,108(5.1)	1,375(6.0)	
要支援2	2,484(11.9)	2,544(11.7)	2,454(10.8)	
要介護1	3,391(16.3)	3,582(16.5)	3,770(16.6)	
要介護2	5,016(24.1)	4,970(22.9)	5,392(23.7)	
要介護3	3,503(16.8)	3,698(17.1)	3,723(16.4)	
要介護4	2,997(14.4)	3,201(14.8)	3,272(14.4)	
要介護5	2,444(11.8)	2,578(11.9)	2,755(12.1)	
合 計	20,796(100)	21,681(100)	22,741(100)	

●財源のしくみ

介護保険では、保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（46ページと56ページの介護保険会計予算、決算参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。

公費は、国25%、都12.5%（施設・特定施設に係るサービスについては国20%、都17.5%）、区12.5%の負担割合に、また保険料は、第1号被保険者20%、第2号被保険者30%の負担割合となっている。国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。平成21年度、練馬区は3.94%の交付を受けた。

●介護保険運営協議会

介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項を審議するため、被保険者（公募）、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者の

計20人以内で構成される介護保険運営協議会を設置しており、平成21年度は3回開催した。

●相談・苦情

介護保険では、利用者からのサービスについての相談・苦情を処理するしくみが制度的に位置付けられている。サービス事業者や施設、居宅介護支援事業者、練馬区の高齢者相談センター（地域包括支援センター）および介護保険課、国民健康保険団体連合会、東京都などが窓口となる。平成21年度、練馬区は82件の相談・苦情対応を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、東京都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。

21年度は、審査請求はなかった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の9割が保険から給付され、1割が利用者の自己負担となる。

対象となるサービスには、居宅サービス（予防給付・介護給付）、施設サービスおよび地域密着型サービスがある。居宅サービスは、介護予防サービス計画や居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、要支援・要介護度に応じた利用限度額の範囲内での利用となる。施設サービスは、介護保険施設に入所（入院）し、それぞれの機能に応じたサービスを受けられ、費用は利用者の要介護度や施設の種類等により定められている。地域密着型サービスは、平成18年度に創設され、原則として練馬区に住所を有する者が利用できる。居宅サービスと同様に、ケアプランに基づき利用限度額の範囲内で利用するものや、施設サービスのように入居してサービスを受けるものがある。

保険給付費の状況

年 度	居 宅 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成17	15,397,926,880	149,237	103,178
18	15,238,487,064	151,921	100,305
19	16,046,143,343	157,395	101,948
20	16,967,854,964	164,903	102,896
21	18,736,103,256	173,489	107,996

年 度	施 設 サ ー ビ ス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成17	9,545,269,881	31,817	300,005
18	8,897,139,557	32,780	271,420
19	9,486,897,126	34,838	272,315
20	9,494,059,846	35,211	269,633
21	10,177,061,280	36,253	280,723

年 度	地域密着型サービス		
	給 付 費	受給者数	1人当たり
	円	人	円
平成18	1,067,720,182	6,256	170,671
19	1,305,877,607	7,800	167,420
20	1,448,503,687	9,126	158,723
21	1,633,800,064	10,245	159,473

注：①受給者数は居宅サービス・施設サービス・地域密着型サービス受給者の各月の合計である。
②17年10月の制度改正により施設を利用するサービスの居住費（滞在費）および食費が、保険給付の対象外となったため、施設サービス給付費が減少した。なお、居住費および食費については、軽減制度の対象となっている。

介護サービスの種類および利用実績

サービスの種類	年度	平成19	20	21
居宅サービス				
(介護給付)		人	人	人
訪問介護		75,144	74,629	75,950
訪問入浴介護		6,582	6,398	6,515
訪問看護		16,162	16,359	16,507
訪問リハビリテーション		1,382	1,640	1,766
居宅療養管理指導		22,145	24,592	27,831
通所介護		45,442	49,445	55,026
通所リハビリテーション		10,353	11,971	12,647
短期入所生活介護・療養介護		11,578	12,813	13,977
特定施設入居者生活介護		10,370	12,616	14,088
福祉用具貸与		60,985	65,139	70,094
居宅介護支援		120,181	124,163	129,129
福祉用具購入費の支給		2,059	2,023	2,014
住宅改修費の支給 (予防給付)		1,272	1,302	1,304
介護予防訪問介護		16,952	17,054	18,171
介護予防訪問入浴介護		1	2	6
介護予防訪問看護		515	397	482
介護予防訪問リハビリテーション		34	35	13
介護予防居宅療養管理指導		747	968	1,187
介護予防通所介護		5,452	6,269	6,737
介護予防通所リハビリテーション		721	771	795
介護予防短期入所生活介護・療養介護		80	163	167
介護予防特定施設入居者生活介護		1,005	1,292	1,491
介護予防福祉用具貸与		1,495	1,701	2,307
介護予防支援		22,181	23,011	24,739
介護予防福祉用具購入費の支給		212	215	256
介護予防住宅改修費の支給		238	274	276
施設サービス				
介護老人福祉施設		18,560	19,200	19,880
介護老人保健施設		9,114	9,434	9,989
介護療養型医療施設		7,164	6,577	6,553
地域密着型サービス				
夜間対応型訪問介護		328	1,178	1,765
認知症対応型通所介護		3,777	3,784	3,686
小規模多機能型居宅介護		418	773	1,085
認知症対応型共同生活介護		3,273	3,365	3,767
介護予防認知症対応型通所介護		0	4	13
介護予防小規模多機能型居宅介護		4	22	23
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0

注：①人数は各月の利用者数の合計である。
②3月～翌年2月利用分である。
③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

介護保険では低所得者等でも介護サービスが利用し易いように、利用者負担を軽減している。なお、税制改正により高齢者の非課税限度額が廃止された影響で、一定の要件を満たす方について、平成18、19年度に限り、利用料の激変緩和措置を実施した。

1 高額介護サービス費の支給

介護サービスの1割の自己負担額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。21年度は延べ57,718件、576,942,572円を支給した。

2 居住費および食費の減額

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。21年度の減額認定証交付件数は延べ3,847件であった。

3 旧措置入所者の負担軽減

法施行日前に特別養護老人ホームに措置により入所していた方（旧措置入所者）に対して、12年3月時点での費用徴収額を上回らないように利用者負担および居住費・食費の減免を行う。21年度の利用者負担減免の認定証交付件数は87件、食費・居住費の減額認定証交付件数は181件であった。

4 訪問介護の利用者負担の減免

国の特別対策により、法施行時に訪問介護を利用していた障害者について利用者負担を19年6月までは3%、19年7月からは6%に減額した。（20年6月末終了）また、障害者施策によるホームヘルプサービス事業を利用して一定の要件を満たす低所得者が、介護保険制度の適用を受けることとなった場合には利用者負担を免除する。21年度の減額認定証交付実績はなかった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者の利用負担を軽減するため、軽減を実施している事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を約3/4（老齢福祉年金受給者は約1/2）に軽減している。21年度の軽減確認証の交付件数は160件であった。

●保険者と被保険者

保険者は練馬区である。制度運営を主体として行い、保険者と国・東京都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

被保険者は、原則として練馬区に住所を有する40歳以上の区民である。年齢により、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している第2号被保険者に分けられる。

年次	第1号被保険者 人 (%)
平成18	122,625 (17.8)
19	127,133 (18.3)
20	130,681 (18.7)
21	134,577 (19.1)
22	137,093 (19.4)

注：（ ）は練馬区全人口に対する割合

●保険料

第1号被保険者の保険料は、保険給付に必要な費用を基に、3年を単位とした事業運営期間ごとに、各区市町村が決定する。また、第1号被保険者については、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得段階別の保険料になっており、低所得者の負担が軽減されている。練馬区においては、平成21年度から23年度まで、基準年額を47,400円、所得段階を12の段階に定めた。納付方法は老齢基礎年金等からの徴収（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。

また、21年度から23年度までの、所得段階第3段階の方で一定の条件に該当する生計困難な方の介護保険料を第2段階の保険料額に減額した。

第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険の保険料と合わせて徴収される。

第1号被保険者の保険料収納状況

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額(円)	収納率(%)	収納額(円)	収納率(%)
平成17	4,846,614,430	97.5	28,286,021	12.7
18	6,085,360,401	97.4	27,153,340	11.4
19	6,341,233,326	97.4	36,244,708	12.6
20	6,502,170,977	97.4	31,375,981	9.7
21	6,126,077,110	97.5	39,854,772	11.5

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内の理容組合・美容組合の協力を得て、高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、1人年5回分を限度に交付している。平成21年度の利用者は、延べ4,741人であった。一回当たり500円の利用者負担金がある。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護1～5と認定された方で、ひとりぐらしの高齢者および高齢者のみの世帯を対象に、毎年6月に薬品消毒、11月または12月に水洗い、それ以外の各月に乾燥消毒を行っている。21年度は、乾燥消毒が7,712件、薬品消毒が823件、水洗いが723件であった。また、薬品消毒は100円、水洗いは300円の利用者負担金がある。

3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で介護保険の要介護3～5と認定された方を対象に、区内のクリーニング組合加盟店で利用できるクリーニング券を年24枚交付している。22年度から利用内容が変更され、シーツ、毛布、タオルケット、布団カバー、寝巻、ベッドパットなどに利用でき、クリーニングするものによって利用券の枚数が異なる。利用券1枚につき、50円の自己負担がある。

21年度は、延べ2,978枚の利用券が使用された。なお、200円を支払うと集配するサービスがある。

4 紙おむつ等の支給

介護保険の要介護1～5と認定された方、ただし本人の所得が基準額以下の方で常時失禁状態にある65歳以上の高齢者を対象に、紙おむつ等を支給している。なお、購入額の一角が利用者負担となる。

21年度は、紙おむつ等を延べ39,915人に支給した。

また、紙おむつ等の支給対象者で、入院している病院等が使用するおむつを指定しているため、区が支給する紙おむつ等を使用できない方には、おむつ代（月額4,800円）を延べ4,082人に支給した。

5 リフト付タクシーの運行

介護保険の要介護3～5と認定された方で、外出時に車イス等を利用する方を対象に利用料の一部を区が負担している。

21年度の運行回数は5,189回である。

6 認知症高齢者徘徊探索サービス事業

徘徊行動のある認知症高齢者が外出し所在が分からなくなったとき、本人を早期に発見しその安全を確保するとともに、介護をする方の捜索の労力を軽減するため実施している。

21年度は、延べ352人の利用があった。

7 高齢者緊急ショートステイ

介護保険の要支援・要介護の認定を受けた方のうち、介護保険による短期入所生活介護の空きがなく、介護する家族の急病、ケガまたは親族の葬儀への参加などのため介護できない場合に、有料老人ホームの居室を緊急ショートステイとして10日以内で提供する。（2号被保険者を含む）利用者は1泊3,000円および食費を負担する。

21年度の利用者数は52人、利用泊数は336泊であった。

8 家族介護慰労金

介護保険の要介護4・5と認定された家族を在宅で介護している方で、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった方のうち、住民税非課税世帯の方を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。21年度は、1人に支給した。

●施設で行っている高齢者サービス事業（区の福祉サービス）

1 家族介護者教室

高齢者の介護をしている家族の方等を対象に、より良い介護を行うための学習の場をデイサービスセンター等で提供している。

(5) 高齢者の生活基盤づくりを支援する

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護保険の要介護1～5の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（区立））平成22年4月1日現在

名称	開設年月	定員(人)	指定管理者名
田柄	平成元年4月	100	(福)練馬区社会福祉事業団
関町	平成5年6月	70	(福)練馬区社会福祉事業団
富士見台	平成6年6月	50	(福)練馬区社会福祉事業団
大泉	平成11年4月	120	(福)練馬区社会福祉事業団

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム（区助成））平成22年4月1日現在

名称	開設年月	定員(人)	設置・運営
育秀苑	昭和62年11月	60	(福)育秀会
光陽苑	平成3年4月	60	(福)泉陽会
やすらぎの里大泉	平成6年11月	50	(福)章佑会
練馬キングス・ガーデン	平成8年12月	50	(福)キングス・ガーデン東京
東京武蔵野ホーム	平成9年3月	30	(福)小茂根の郷
第2育秀苑	平成10年4月	50	(福)育秀会
第二光陽苑	平成11年4月	80	(福)泉陽会
やすらぎミラージュ	平成11年5月	70	(福)章佑会
練馬高松園 (増築)	平成12年4月 平成15年10月	55 42	} 97 (福)東京福祉会
土支田創生苑	平成13年4月	80	
フローラ石神井公園	平成15年4月	90	(福)練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	平成16年4月	63	(福)安心会
こぐれの里	平成17年4月	50	(福)東京雄心会
さくらヶ丘	平成19年2月	70	(福)北山会
第2練馬高松園	平成19年10月	62	(福)東京福祉会
こぐれの杜	平成22年4月	60	(福)東京雄心会
みさよはうす土支田	平成22年4月	30	(福)シルヴァーウイング

2 養護老人ホーム

おおむね65歳以上で、家庭環境や、経済上・身体上の理由により家庭において生活することが困難な方を対象とした入所型の施設である。

養護老人ホーム入所者・待機者状況 平成22年3月31日現在

総合福祉事務所	入所者	待機者
	人	人
練馬	23	5
光が丘	52	7
石神井	36	9
大泉	60	1
合計	171	22

3 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる方を対象とした入所型施設で、自立した生活の維持を支援するため、食事、入浴などのサービスが提供されている。現在区立大泉ケアハウス（定員50人）が整備されている。

●介護老人保健施設

介護保険の要介護1～5の認定を受け、病状が安定し入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設で、医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。

区では、社会福祉法人、医療法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

平成22年4月1日現在、7施設がある。

●地域密着型サービス

1 認知症対応型デイサービスセンター（認知症対応型通所介護）

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などを対象とした通所施設で、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

平成22年4月1日現在、17施設がある。

2 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

介護保険の要支援2または要介護1～5の認定を受けた認知症の高齢者などが、家庭的な雰囲気の中で、穏やかに生活できるよう入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

22年4月1日現在、20施設がある。

3 小規模多機能型居宅介護

介護保険の要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、「事業所への通い」を中心として、利用者の様態や希望などに応じ、随時「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせて、入浴、食事、機能訓練などのサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設や設備等を整備する場合、費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

22年4月1日現在、6施設ある。

4 夜間対応型訪問介護

介護保険の要介護1～5の認定を受けた高齢者などを対象に、夜間において定期巡回や利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に対応するオペレーションサービスを提供している。

区では、民間事業者が施設や設備等を整備する場合、費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

22年4月1日現在、1か所ある。

●高齢者優良居室提供事業

民間賃貸住宅の居室を登録し、住宅に困っている高齢者世帯に当該居室を提供している。

平成21年度は、11世帯（うち新規登録10居室）への提供を行い、現在は67世帯が入居している。

●練馬区社会福祉事業団

練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホーム、デイサービスセンターなど社会福祉施設の効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区が設立した社会福祉法人である。

18年4月1日からは地方自治法における指定管理者として、区立の特別養護老人ホーム4施設、軽費老人ホーム（ケアハウス）1施設、デイサービスセンター12施設、高齢者センター1施設を管理運営している。また、区の委託により在宅介護支援センター11施設、高齢者相談センター（地域包括支援センター）支所11施設、敬老館2施設を運営している。介護保険制度のホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業も実施している。

21年4月1日から、練馬介護人材育成・研修センターを設置し、区では運営費を一部補助している。